

計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ(案)

資料2-3

1 計画段階環境影響評価手続きの概要

1. 対象事業者

市が実施する事業（民間事業者は任意）

2. 実施時期

対象事業の概ねの実施場所の選定及び工作物等の規模等、諸元を決定する事業計画の立案段階

3. 配慮書の作成

配慮指針（本手続きの要綱と併せて新たに策定するもの）に基づき、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、概ねの事業の実施場所や規模、施設配置や工法等が異なる複数の事業計画の案を策定し、案ごとに計画段階環境影響評価を行い、以下の内容により配慮書およびその内容を要約した書類（要約書）を作成する。

- ① 計画策定者の名称及び住所
- ② 対象事業計画の名称、目的及び概要
- ③ 関係地域の概況
- ④ 対象事業計画の内容（複数案の記載を含む。）
- ⑤ 計画段階環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ⑥ 計画段階環境影響評価の結果として次に掲げるもの
 - ア. 調査結果の概要、予測及び評価の結果を計画段階環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの
 - イ. 環境配慮の方針
- ⑦ 計画段階環境影響評価の総合的な評価

4. 配慮書の公告及び縦覧

市長は、公告を行い、30日間縦覧を行う。事業者は、配慮書内容の周知に努める。

5. 意見書の提出等

環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告の日から45日までの間に市長に対し、意見書を提出することができる。（方法書、準備書と同様）
市長は、事業者に意見書の写しを送付する。

6. 見解書の作成等

事業者は、意見書に対する見解を記載した書面を作成し、市長に提出する。
市長は、送付を受けた旨を公告し、見解書の写しを15日間縦覧する。

7. 配慮書についての意見

市長は、見解書の送付を受けてから90日までの間に意見を述べる。
（意見が無い場合は、縦覧期間満了の日の90日までの間）

8. 審査会への諮問

市長は、意見を述べるときは環境影響評価審査会の意見を聴く。

9. 配慮書についての意見書等の尊重等

事業者は、市長意見を尊重し、環境保全に配慮する計画を検討し、案を修正又は複数案の融合等により事業計画を策定する。

2 計画段階環境影響評価の手続きの流れ

